



自社採用サイトや採用動画を活用した採用活動を支援します！



各務原市若者人材確保のためのWeb対策支援補助金

補助上限

25万円

補助対象経費の1/2の額
(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)

<概要>

中小企業者などの自社ウェブサイトにおける採用情報の発信を支援するため、国の「**物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金**」を活用し、**採用サイトの新設又は改修と採用動画の作成及び採用サイトへの掲載**をする事業者などに対し、補助金を交付します。

令和8年

令和9年

申請期間

4月13日 ~ 1月29日

※当日消印有効
※先着受付のため、予算額に達し次第、受付を終了します

対象者

- (1) 次のいずれかに該当する者で、市内に本店、本社、主たる事務所等を有するもの
 - ア 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
 - ウ 一般社団法人および一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等
 - エ 公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第2条第3号に規定する公益法人
 - オ 医療法第39条第2項に規定する医療法人
 - カ 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等
 - キ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
 - ク 私立学校法第3条に規定する学校法人

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助金交付規則第3条の3各号のいずれにも該当していないこと。
- (4) この補助金の交付を受けたことがないこと。

ただし、次に該当する人及び団体等は対象外。

- ア 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- イ 政治活動または宗教活動を業とするもの
- ウ 上記事業者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が特に認めるもの

対象事業

事業年度から3年度以内に採用予定があり、それに資する採用活動で使用することを目的としている事業で、以下に掲げる事業又はそれらを組み合わせた事業であること。

- (1) **採用サイトの新設又は改修**
(自社で運営する採用に関するウェブサイト又はウェブページを新設又は改修すること)
- (2) **会社紹介等の動画作成及び採用サイトへの掲載**
(採用を目的とした会社紹介等の動画を作成し、自社採用サイトへ掲載すること)

(1) (2) の対象経費

- | | |
|-------------------------------|--|
| ◆ 採用サイトの
新設又は改修 ◆ | 当該事業に係る、ディレクション、設計、デザインコーディング、コンテンツ作成及び登録、動作確認及びバグ修正、採用サイト公開等の作業 |
| ◆ 会社紹介等の動画作成
及び採用サイトへの掲載 ◆ | 動画の企画及び構成、撮影、編集等の作業並びに当該動画の採用サイトへの掲載作業 |

補助金の流れ

事業者



各務原市



①申請 → ②補助金交付決定 → ③事業実施・実績報告 → ④審査・交付確定 → ⑤請求 → ⑥支払い

※**交付決定後**に発注、購入、契約などを行い、**令和9年2月末日まで**に納品などがされ、**支払いが完了**している必要があります。

申請・問合せ先

各務原市役所 産業活力部 商工振興課

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69 産業文化センター6F

☎058-383-7236 ✉syoko03@city.kakamigahara.gifu.jp



市ウェブサイト